

令和 4 年 5 月 4 日現在

機関番号：14501

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2021

課題番号：18K12659

研究課題名(和文) 司法取引における証拠開示の在り方

研究課題名(英文) Discovery of evidence in cooperation agreement

研究代表者

南迫 葉月(MINAMISAKO, Hazuki)

神戸大学・法学研究科・准教授

研究者番号：90784108

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、検察官が、被疑者・被告人による他人の刑事事件の捜査・公判への協力と引換に刑事処分上の恩典を与えることを合意する、いわゆる「司法取引」が適正に行われるために、両当事者間に存在する情報格差の問題にどのように対応すべきかを検討するものである。具体的には、情報格差がなぜ適正な取引を阻害するのかを問い、その答えに応じた解決策として、司法取引における証拠開示の要否・範囲やその他の措置を検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、司法取引について議論の蓄積のあるアメリカ及びイギリスの法状況・議論状況を踏まえて、日本の合意制度における証拠開示の在り方を考察した。具体的には、検察官側と被疑者側の双方について、合意制度の利用場面における証拠開示の要否・時期・範囲を検討した。また、証拠開示の限界を踏まえて、情報格差がもたらす問題に応じた他の解決策を検討した。その結果明らかとなった、証拠開示の限界や、裁判所による審査など他の措置の限界・有用性は、今後の合意制度の運用や法改正にとって参考になると考えられる。

研究成果の概要(英文)：This study focuses on the so-called "cooperation agreement" in which the prosecutor agrees to provide criminal penalties in exchange for cooperation in the investigation and trial of other criminal cases by the suspect / accused. For this bargaining to be done properly, I will consider how to deal with the problem of information disparity that exists between the two parties. Specifically, we asked (1) why the information disparity hinders proper transactions, and (2) examined the necessity / scope of discovery in bargaining and other measures as a solution.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：司法取引 証拠開示 協議・合意 情報格差 答弁取引

1. 研究開始当初の背景

平成 28 年 5 月 24 日に可決した「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、供述証拠の新たな収集手段として、「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意」(刑訴法 350 条の 2 以下)が導入された。これは、被疑者・被告人が共犯者等の他人の犯罪事実の捜査や公判に協力することと引換に、国家機関が恩典を付与することを合意する、司法取引の一種である。合意制度は有効に活用すれば、薬物犯罪のように密行性が高い事犯において、例えば末端の密売人から仕入れ先や別の密売人に関する供述等を得たり、会社犯罪を含む財政経済事件等において、同一組織内における他人の犯罪事実を明らかにする供述等を得る手法となる(法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会(以下「特別部会」という。)第 14 回会議事録 17 頁)。

しかし、合意制度は今までにない取引的手法であり、その運用には未解決の課題が山積する。同制度では、検察官と被疑者・被告人の間で、どのような捜査協力に対してどの程度の恩典を付与するかを協議し合意に至るところ、両者の交渉力・情報は対等ではない。一方で、検察官側は、証拠収集能力に優れるとともに、交渉相手である被疑者を起訴するか否か、どの罪で起訴するかを決定する強大な権限を有しており、これらの権限を背景にその望む供述を誘導する危険が存在する。他方で、未だ捜査機関側が十分な捜査情報を得られていない組織犯罪についてその全貌を知る被疑者側が、取引を通じて虚偽の情報を織り交ぜ、不当に恩典を取得したり、捜査を攪乱したりする危険も存在する。これらの問題を踏まえると、合意制度を活用するためには、虚偽や誘導のない「適正な取引」を実現する必要がある。

2. 研究の目的

本研究は、以上の背景を踏まえて、適正な取引を阻害する要因となり得る「情報格差」の問題に取り組むことを目的とする。すなわち、適正な取引を実現する上で、情報格差の存在がなぜ問題となるのかという根本的な問いに取り組み、その答えに応じた対応策を立てることを課題とした。その対応策として、司法取引における証拠開示の要否・範囲を検討するとともに、その限界を踏まえて、他にどのような解決策があるかを明らかにすることも本研究の目的とした。

3. 研究の方法

(1) アメリカ法及びイギリス法における法状況の調査

本研究は、合意制度における証拠開示制度の在り方を検討する上で参考にするべく、アメリカ及びイギリスにおける法状況・議論状況を調査・分析した。アメリカを参照した理由は、司法取引による事件処理が普及しており、証拠開示を始め、取引を巡る諸問題につき議論の蓄積があるからである。また、アメリカとの比較対象を設けるべく、イギリスも調査の対象とした。イギリスにおいても、司法取引を通じた事件処理が行われており、さらに近時、企業犯罪を中心に新たな取引的手法(捜査協力等と引換に検察官が訴追の延期を合意する制度)が法制化されたことから、その調査を行った。

具体的な研究方法としては、両国の司法取引場面における証拠開示の要否・在り方、それを支える理論的背景を調査した。その方法として、アメリカ法・イギリス法についての基礎的な文献の収集・分析から始め、応用的・発展的文献の検討へと研究を進めた。

(2) 合意制度における証拠開示の在り方等の検討

アメリカ及びイギリスの法状況・議論状況を踏まえて、日本の合意制度における証拠開示の在り方を考察した。具体的には、検察官側と被疑者側の双方について、合意制度の利用場面における証拠開示の要否、必要であるとすれば、その時期と範囲を検討にした。を検討するにあたっては、まず、合意制度において両当事者間に情報格差があることがなぜ問題となるのかを検討した。また、に関して、証拠開示による対処には限界があることも踏まえ、情報格差の問題に対するその他の解決策も検討した。

日本法の研究においても文献調査を基本とした。具体的には、日本における学説や実務家の見解、合意制度を導入する際の法制審での議論、さらに実際に合意制度が利用された事件等を調査した。また、折に触れて、他の研究者や実務家との意見交換を行って知見を深めるべく、刑法学会や東京大学刑事判例研究会、神戸大学判例刑事法研究会などに参加し、適宜議論を行った。

4. 研究成果

(1) アメリカ法及びイギリス法の調査結果

a 情報格差の問題と証拠開示

アメリカの各法域の証拠開示制度の有無・範囲を支える考え方を調査することを通じて、両当事者間の情報格差がもたらす問題の所在について様々な捉え方があることが明らかとなった。例えば、情報格差がもたらす問題について、有罪答弁の任意性・知悉性が確保されないこと、無辜による有罪答弁がなされる危険があること、被疑者・被告人ごとに有する情報量が異なると同種事件で同様の量刑結果を実現することができないことなどが指摘されている。

以上の問題を受け、アリゾナ州、ノース・カロライナ州、テキサス州などでは、答弁前であっても検察官から被疑者側への広範な証拠開示を認めている。これに対して、連邦最高裁は、公判に進む事件につき憲法上要求される証拠開示は、必ずしも答弁取引に同様に適用されるわけではないとして、弾劾情報及び積極的抗弁に関する情報について、有罪答弁前の証拠開示は憲法上要請されないとする。

また、アメリカ法及びイギリス法における訴追延期合意制の調査の結果、証拠開示の問題点も明らかとなった。すなわち、合意を締結しようとする企業が、検察官への捜査・訴追協力への一環として情報・証拠を開示する際に、依頼人・弁護人間の秘匿特権を保持することと緊張関係が生じることが指摘された。我が国では、弁護士・依頼者秘匿特権が認められていないが、弁護士と被疑者・被告人の間でのやり取りの秘密性が保たれることの意義・重要性を知る上で参考になると考えられる。

b 証拠開示以外の方法による情報格差への対応策

証拠開示以外の方法による情報格差の問題への対応策として注目になるのは、中立・公正な裁判所が当事者間の取引交渉過程に早期介入することによって、その適正性を担保するという取り組みである。近時、約3分の1の法域が裁判所による答弁交渉への関与を許容する。

その理由は、裁判所が交渉に関与することが多くの利点を有すると、裁判官・弁護士・検察官の間で認識されつつあることに求められる。例えば、裁判所が関与する利点として、第1に、答弁後及び公判後に予想される刑について、早期により信頼できる情報を被告人に提供できることが挙げられる。弁護士が過重労働等を理由に被告人のために有効な弁護ができない場合、検察官からの答弁取引の申出の性質や公判に進む場合に何が生じるかを被告

人は理解することができないかもしれない。そこで、中立的な立場にある裁判官が、量刑相場等をはじめ、有罪答弁をするか否か判断する際に考慮すべき情報を提供することで、被告人の選択を任意かつ知悉的なものにするとともに、量刑についての予測の確実性を高める。第2に、裁判所が交渉に関与することで、交渉過程の透明性・可視性が向上する。第3に、答弁取引において強大な権限を有する検察官の取引行動を裁判所が審査することができる。というのも、裁判所が予想される量刑を示すだけでも、検察官からの取引申出に対する牽制となるし、検察官の申出よりも軽い処罰を裁判所が提示した場合には、検察官が過度に重い刑罰を提示するという脅迫的な取引行動を無害にすることができる。また、裁判所の早期関与が当事者間での証拠開示を促すということも指摘されている。

(2) 日本における証拠開示をめぐる議論の調査結果

日本の合意制度において当事者間での証拠開示が必要かどうかを検討するため、学説や実務家の見解、協議・合意制度を導入する際の法制審での議論、さらに実際に合意制度が利用された事件等を調査した。

その結果、合意当事者となる被疑者・被告人との関係では、被疑者等が虚偽の供述をして処罰されないようにするため、検察官から弁護人に証拠開示が必要だとの指摘があった。これは、弁護人が、被疑者等は嘘をついていないかをチェックするために情報が必要となるからである。また、被疑者等が、検察官と合意することが自身の利益となるのかを十分に判断するためには、自身に対する嫌疑の内容や程度について開示を受ける必要があるという指摘もあった。さらに、合意に基づく協力による解明対象となる第三者の公判の場面についても、合意の存在・内容を開示することが必要だと主張される。これは、合意に基づく供述に対して、第三者が有効に反対尋問をできるようにするためである。合意制度では、合意に基づく供述が他人の公判で用いられるときは、合意内容が記載された書面が、当該他人にも裁判所にも明らかにされる仕組みとされており(350条の8、350条の9)この要請に一定の範囲で応えている。

他方で、証拠開示による情報格差の問題への対処には限界・問題もある。例えば、合意の相手方となる被疑者・被告人との関係では、協議の段階で検察官が手持ちの証拠を開示することは捜査の秘密との関係で問題があり、開示可能な範囲に限界がある。協力に基づく解明対象となる他人の事件においても、証拠開示の範囲を限定的に解する裁判例がみられる。例えば、合意内容書面の証明力を判断することを理由とする、協議・合意関係文書の類型証拠開示(316条の15第1項5号口又は同項6号)が認められなかった(東京高決令和元年12月13日高刑集72巻2号1頁)。

(3) 証拠開示以外の対応策の検討

証拠開示による対応には限界があることから、その他の対策も検討した。日本では、アメリカと異なり、裁判所が両当事者間の交渉に関与することは認められていない。しかし、両当事者間の取引において、被疑者が虚偽供述を行い、他人を巻き込む危険に対しては、証拠開示以外にも次のようなものが挙げられる。例えば、合意に違反して捜査機関に対し虚偽の供述等をする行為は処罰の対象とすること(350条の15第1項)で、被疑者は虚偽供述をしないよう動機づけられる。また、協力による解明の対象となる他人の公判において合意に基づく供述が用いられるとき、前述のように合意内容書面が当該他人にも裁判所にも明らかにされる仕組みとされている(350条の8、350条の9)。これによって、合意に基づいて得られる証拠の取調べに当たり、合意内容を踏まえた十分な防御活動及び裁判所による供述の信用性判断が担保されている。その結果、被疑者が利益欲しさに虚偽供述をしていない

か慎重な吟味がなされる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 南迫葉月	4. 巻 470号
2. 論文標題 訴因の設定と審判の範囲（最大判平成15・4・23）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 20-24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 南迫葉月	4. 巻 69巻
2. 論文標題 協議・合意にかかる裁判所の審査の在り方	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 神戸法学雑誌	6. 最初と最後の頁 35-77
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 南迫葉月	4. 巻 32号
2. 論文標題 時効が進行中の事件に対して公訴時効の廃止・延長を定める新法を適用する経過措置規定の合憲性	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 186-191
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 南迫葉月	4. 巻 1557号
2. 論文標題 強制わいせつ罪等を非親告罪化する改正法の施行前に犯した罪の公訴提起について告訴を不要とする措置と憲法39条	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 令和2年度重要判例解説（別冊ジュリスト）	6. 最初と最後の頁 138 139
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 南迫葉月
2. 発表標題 協議・合意制度における裁判所の審査の在り方
3. 学会等名 日本刑法学会第100回大会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------